

県立リニア見学センター感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月27日
令和2年6月23日改訂
令和2年7月9日改訂
令和2年9月29日改訂
令和4年10月6日改訂
令和5年3月13日改訂

1 基準の趣旨（位置づけ）について

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防を図るため、適切な対策を講じるとともに、人との接触の機会を削減するための配慮や工夫を講じ、感染拡大を予防するためのものである。

また、本ガイドラインは政府の方針など情勢の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

2 実施する対策

(1) 【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 空調設備・換気設備により、一人あたり毎時 30 m³以上の適切な換気量を確保する。
- さらに、1時間に1回、5分程度、窓を全開するなどの方法で換気量を確保する。

わくわくやまなし館：入り口の自動ドア、レジ付近窓、階段窓を開放

どきどきリニア館：1階入口、2階テラスを開放

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 職員が声かけを行うことで同時に入館可能な人数を制限する。

わくわくやまなし館：1階18名、2階18名、3階18名

どきどきリニア館：1・2階200名、3階90名

ただし、ワークショップルーム及び、キッズルームは利用人数の制限を行う。

- 滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・団体については、時間帯ごとに予約を受け付け、2時間以内の退場を促す。
 - ・予約のない団体については、空いている時間帯のみ受け付ける。
- 掲示の工夫やイベントの制限などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らすため、以下の対策を実施する。
 - ・密集が想定されるエリアにおいては、間隔をあけるよう誘導する掲示を行う。
 - ・どきどきリニア館1階の要所に動線の掲示を行い、複数の導線が生じないようにする。
 - ・イベントの実施を自粛し、近距離での人との接触を伴う活動は行わない。

③ 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- 対人距離を確保するため、以下の対策を実施する。
 - ・対人距離を確保するよう注意を促す掲示を行う。
 - ・3階テラスにおいては、対面の座席配置を避け、すべての椅子を壁側に向くように配置する。
 - ・一人あたりの専有面積を最低3㎡として施設内の人数を制限する。
- 人と人が対面する以下の箇所については、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。

わくわくやまなし館：売店レジ

どきどきリニア館：1階カウンター、売店レジ

- 近距離での会話や発声を避ける。

(2) 【 その他の感染防止対策 】

① マスクの着用

- 来館者のマスク着用についてはお客様の判断に委ねる。
- 職員は、マスクを着用して業務にあたる。

② 手洗い・手指消毒

- 職員は定期的に、来館者は来館時に、手指消毒、手洗いを実施するため、以下のことを実施する。
 - ・入口に消毒設備を設置するとともに、来館者の手指消毒・手洗いを促す掲示を行う。
 - ・業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

③ 体調チェック

- 職員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- ドキドキリニア館では、来館者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけ、入口で体調確認及び検温を行い、症状があれば入館を制限する。
- わくわくやまなし館では、来館者に対して、ドキドキリニア館で体調確認及び検温を受けたか確認し、未確認の者には、発熱（例えば平熱より1度以上）や風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけ、入口で体調確認及び検温を行い、症状があれば入館を制限する。

④ トイレの衛生管理

- 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的（1日3回）に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示を行う。

⑤ 休憩スペースのリスク軽減

- 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

⑥ 喫煙スペースの使用制限

- 一度に利用する人数を減らし、人と人との距離を保つ。

⑦ 清掃・消毒

- 来館者の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的（1日3回）に清拭消毒する。
- 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。
ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑧ その他の注意事項等

- 利用者同士が大声で会話しないよう呼びかけるとともに、職員が確認できるようにBGMや機械の効果音を最小限にする。

⑨ チェックリストの作成・確認

- 具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成・確認し、毎日、報告する。

(3) 【 イベント等における注意点 】

○イベント等の開催について

- 県からの協力要請別紙により、イベント等を開催する場合で、対人距離や一人あたりの専有面積3㎡の確保ができない場合は、別紙に掲げる感染予防対策を徹底すること。
 - ・ 特に、国において示された業種別ガイドラインにおける具体的な感染予防対策について、併せて遵守すること。
 - ・ 常時の大声、運動、食事を伴うものは、対象外とすること。
 - ・ 別紙に掲げる感染予防対策の徹底について、施設がイベント等の主催者に確認すること。
 - ・ 1,000人以上のイベントについては、あらかじめ県の確認を受けること。

本ガイドラインや、関連する施設の取り組みの概要については、ホームページや、出入口に掲示する等の方法により、利用者等へ公表する。

〈別紙〉 イベント等の開催における感染防止対策について

- 大声を出さないことを担保するため、
 - ・ 大声を出す者へ個別に注意等ができる体制をとること。
- 食事に伴う感染を防止するため、
 - ・ 食事用に感染防止策を行ったエリア以外での食事を制限すること。
 - ・ 休憩時間中やイベント前後の食事による感染防止策を徹底すること。
- 有症状者の入場を制限するため、
 - ・ 入場時の検温、体調確認を行うこと。
 - ・ 入場を断った際の払い戻し措置等を規定すること。
- イベント前後の利用者の行動を管理するため、
 - ・ イベント前後の感染防止（交通機関・飲食店等の分散利用）について注意喚起をすること。